

社会福祉法人皆野町社会福祉協議会 委員会設置規程

(目的)

- 第1条 この規程は、社会福祉法人皆野町社会福祉協議会（以下「法人」という。）定款第33条に基づき、委員会の設置に関して必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 委員会は、定款に定める目的達成のため、自主的な福祉活動を実践するものとする。

(種類)

- 第2条 委員会は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 生活福祉資金貸付調査委員会
 - (2) 福祉資金貸付運営委員会
 - (3) その他、会長がこの法人の運営上諮問を要すると認めた事項に関する委員会

(委員会の機能)

- 第3条 各委員会は、広く地域社会の福祉向上のため、それぞれ所管事項について 調査研究、企画策定をして効果的な事業を遂行するよう分担して業務を行い、必要に応じてこの法人の会長（以下「会長」という。）に意見を具申するものとする。

(生活福祉資金貸付調査委員会)

- 第4条 生活福祉資金貸付調査委員会は、生活福祉資金の適正な運用を目的として運営する。

(福祉資金貸付運営委員会)

- 第5条 福祉資金貸付運営委員会は、福祉資金の適正な運用を目的として運営する。

(委員)

- 第6条 委員会は、委員若干名をもって組織し、その定数は会長がこれを定める。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから選任された者がこれにあたる。
- (1) 理事
 - (2) 評議員
 - (3) 民生委員
 - (4) 学識経験者
 - (5) 関係行政機関の職員
 - (6) この法人の職員

(7) その他会長が必要と認める者

3 各委員会の必要な委員の選任については、それぞれ別に定める。

(委員の委嘱)

第 7 条 委員会の委員は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

(委員の任期)

第 8 条 委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役 員)

第 9 条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

(3) その他必要な役員

2 役員は、委員が互選する。

(役員の仕事)

第 10 条 委員長は、委員会を代表し会務を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委 員 会)

第 11 条 委員会は、委員長が必要と認めたとき随時開くものとする。

2 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

3 委員会の議事は、委員総数の過半数で可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(諮問委員会の存続期間及び答申)

第 12 条 会長がこの法人の運営上諮問を要すると認めた事項に関する委員会の存続期間は設置の日から答申があった日までとする。

2 諮問事項の審議が終了したときは、委員長がその結果をすみやかに会長に答申するものとする。

3 会長は前項で定める答申があったときは、その内容を理事会に報告するものとする。

(意見の聴取)

第 13 条 委員会は、必要に応じ関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶 務)

第 1 4 条 委員会の庶務は、この法人の事務局においてこれを処理する。

(記 録)

第 1 5 条 委員会は、毎回会議録を作成し、保存するものとする。

(委 任)

第 1 6 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 2 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 9 年 6 月 2 6 日から施行する。